

2012年 1月 13日

特許庁
審査業務部方式審査課
方式審査基準室 御中

日本知的財産協会
特許第1委員会
委員長 莊林 啓

期間徒過後の手續に関する救済規定に係るガイドライン(案)に対する意見

平成23年12月8日付で提示され意見募集に付された、首題のガイドライン改訂案について、出願人の立場として、手續要領の理解や簡素化等の観点から配慮していただきたい点がございませうので、当協会の意見を下記の通り申し述べます。

記

1. ガイドライン(案)に対する意見

本ガイドラインは、救済を希望するユーザにとって唯一の拠り所になるものであります。よって、救済されるか否かのボーダーラインを明確にするためにも事例の充実化が必要と考えます。たとえば、以下のように対比的な事例を記載していただくことを要望いたします。

- ・同じ前提条件のもとで、救済されるケース、されないケースを比較対照的に記載
- ・改正前との相違点(特に、改正前は救済されないが、改正後は救済されうるケース)
- ・米欧との相違点(特に、米欧では救済されうるが日本では救済されないケース)

以上、全体的に、「どこが変わったのか?」、「何が救済されるようになったのか?」を分かりやすく解説する説明、事例の記載を追加していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上